

福岡市公報

令和2年7月9日 第6689号(別冊2)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目 次—

ページ

交 通 局

- 福岡市高速鉄道乗車料金等条例施行規程の一部改正（規程第27号） 1
 - 特定調達契約等に係る随意契約の相手方の決定（公告第13号） 2
- 教 育 委 員 会
- 指定管理者の代表者の変更（告示第8号） 2

交 通 局

福岡市高速鉄道乗車料金等条例施行規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和2年7月9日

福岡市交通事業管理者 重 光 知 明

福岡市交通事業管理規程第27号

福岡市高速鉄道乗車料金等条例施行規程の一部を改正する規程

福岡市高速鉄道乗車料金等条例施行規程（昭和56年福岡市交通事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第19条中「前条各号に掲げる者のほか、」を削り、「（福祉乗車券等交付規則第5条第1項第1号に掲げる券に限る。以下同じ。）の交付を受けた者」の次に「若しくは福祉乗車券等交付規則第14条において準用する福祉乗車券等交付規則第9条の規定により福祉乗車証の交付を受けた者」を加え、「をいう」を「に限る」に、「交付を受けた者について」を「交付を受けた者については」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和2年7月13日から施行する。

（適用区分）

2 この規程による改正後の福岡市高速鉄道乗車料金等条例施行規程の規定は、この規程の施行の日の始発列車に係る乗車料金から適用する。

福岡市交通局公告第13号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（以下「特例政令」という。）の規定が適用される調達契約等について、随意契約の相手方を決定したので、特例政令第12条及び福岡市交通局契約事務規程の特例を定める規程第9条の規定により次のとおり公告する。

令和2年7月9日

福岡市交通事業管理者 重 光 知 明

随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名又は名称及び所在地	随意契約に係る契約金額	随意契約の理由
マイナポイント施策対応に伴うICカード管理システム改修業務委託	福岡市中央区大名二丁目5番31号 福岡市交通局施設部電気課	令和2年5月13日	東京都港区芝五丁目7番1号 日本電気株式会社	52,800,000円	特例政令第11条第1項第2号該当

教育委員会

福岡市教育委員会告示第8号

公の施設の指定管理者から令和2年福岡市教育委員会告示第3号により告示した事項について変更の届出があったので、福岡市立雁の巣児童体育館条例第7条後段の規定により次のように告示する。

令和2年7月9日

福岡市教育委員会

区分	公の施設の名称	指定管理者の名称	指定管理者の代表者の氏名	変更年月日
変更前	福岡市立雁の巣児童体育館	福岡市立雁の巣児童体育館管理運営委員会	会長 荒牧 靖夫	令和2年6月22日
変更後			会長 石井 秀子	